

肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会の開催について

令和8年4月24日

法務省民事局

## 1. 趣旨

近年、生成A Iの普及等による肖像、声等の無断利用の事案が深刻化している等の指摘がされているところ、このような事案については、パブリシティ権や、肖像等をみだりに利用されない権利の侵害として民法第709条の適用が問題となり得るものと考えられる。しかし、これらの権利は、判例によりその存在や内容が明らかにされてきたものであるため、権利侵害となるための要件が必ずしも明らかでない部分があり、特に生成A Iにおける肖像、声等の無断利用に関しては、どのような場合に権利侵害による民事責任が生ずるかが不明確となっている等の指摘がある。

本検討会では、従来の判例法理を踏まえ、生成A Iによる肖像、声等の無断利用の想定事例を題材に、パブリシティ権や肖像等をみだりに利用されない権利の侵害による民事責任が生ずるか否か、生ずるとした場合の損害賠償請求の範囲（逸失利益、慰謝料等）等の不法行為法の解釈適用上の論点やその考え方について必要な整理を行い、肖像、声等の無断利用の権利侵害によって生ずる民事責任に関して予測可能性を高めることを目指す。

## 2. 構成員

本検討会は、別紙に掲げる者をもって構成し、座長が主宰する。座長は、必要と認める場合は、構成員を追加し、また、関係者の出席を求めることができる。

## 3. 庶務

本検討会に係る事務は、法務省民事局において処理するものとする。

## 4. その他

前各項に定めるもののほか、本検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会が定める。

別紙

肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会  
構成員名簿

座長	田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	安藤 和宏	東洋大学法学部法律学科教授
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	櫛橋 明香	東北大学大学院法学研究科教授
	澤田 将史	高樹町法律事務所弁護士
	柴野 相雄	T M I 総合法律事務所弁護士
	米村 滋人	東京大学大学院法学政治学研究科教授

オブザーバー 内閣府知的財産戦略推進事務局

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局人工知能政策推進室

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室